

江東区立学校における働き方改革推進プラン

平成30年10月

(令和5年4月改定)

江東区教育委員会

はじめに

江東区教育委員会では、平成29年12月に国が示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」や、東京都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」を受け、平成30年2月に「学校における働き方改革検討委員会（以下、「検討委員会」といいます。）」を設置し、学校における働き方改革を一層推進するため、平成30年10月に「江東区立学校における働き方改革推進プラン」（以下、「プラン」といいます。）を策定することで、区立幼稚園・小学校・中学校及び義務教育学校（以下、「区立学校」といいます。）における勤務環境の改善を図ってきました。

プランの策定から4年が経過する中で、教育推進プラン・江東（第2期）が策定され、その中に教員の働き方改革の推進を位置づけることで、サポート体制の充実や教員業務等の見直しの取組みなどを一体的に進めています。これまで学校閉庁日の設定や、留守番電話の導入、スクールサポートスタッフの配置など、様々な取組によって、教員の負担軽減を図ってきましたが、その一方でコロナ禍における教育活動や、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想など、新たな教育的課題により、教員の勤務環境も変化してきています。

めまぐるしく変化していく教育現場の中で、国や東京都の動向を踏まえながら、勤務環境の改善を引き続き図っていくため、この度プランの改定を行いました。教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちと向き合える学校園づくりを目指して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月

江東区教育委員会

目 次

1	プランの基本的な考え方	1
	(1) 本プランの位置づけ	
	(2) 学校における働き方改革の方向性	
2	プランの取組みについて	3
	(1) 教員の勤務状況	
	(2) 令和4年度までの取組み	
	(3) 教員へのアンケート	
	(4) これからの取組みについて	
	(5) 取組みの内容	
	(6) 区教育委員会の役割	
3	プランの実現へ向けて	9
	(1) 検討の進め方	
	(2) 取組みに関する検証等	
	(3) 保護者や地域社会における理解促進	
	(4) 国・都への働きかけ	
	(5) 本プランにおける見直しの周期について	
	(参考) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」	10

1 プランの基本的な考え方

(1) 本プランの位置づけ

学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組みを進めることができるよう、改革の方向性を示した実施計画を策定することが必要です。

本プランは、区立学校に勤務する教員のサービスを監督する区教育委員会の実施計画であり、教員自身が安心し、誇りを持って働ける環境の整備を目指すものです。

引き続き、区教育委員会は本プランにより、区立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に区立学校の働き方改革に取り組んでいきます。

(2) 学校における働き方改革の方向性

プラン策定後において、平成31年1月25日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」がまとめられました。この答申を踏まえて、文部科学省は学校における働き方改革を強力に推進するため、取り組むことが重要と考えられる方策について整理した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月18日)を発出いたしました。

また、文部科学省は、取組みをさらに加速すべき状況にあるため、留意してほしい事項について整理した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」(令和4年1月28日)を発出いたしました。

これらを踏まえ、区教育委員会は以下の取組みの方向性に関して、計画を進めていきます。

【取組みの方向性】

- ・ 学校運営の効率化
- ・ 実現に向けた予算化等の環境整備
- ・ 業務分担における庁内調整
- ・ 保護者・地域等との調整

また、東京都では、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、取組みの方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせて総合的な対策を講じていくこととしています。また、「令和3年度の学校における働き方改革について」については、外部人材の配置支援等の取組みを進めていくこととしております。

【東京都学校における働き方推進プランの主な取組みと当面の目標】

- ① 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- ② 教員業務の見直しと業務改善の推進
- ③ 学校を支える人員体制の確保
- ④ 部活動の負担を軽減
- ⑤ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

＜東京都における目標＞

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする

※上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働が概ね80時間となる状態を週当たりに換算したものです。

区教育委員会では、東京都における目標等を参考にしながら、学校現場からの意見等を取り入れつつ、これまでの項目と新たな検討項目を整理した上で、項目を設定し、効果的な取組みを重点的に進めていきます。

【参考】 文部科学省通知の主な内容

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の主な内容

- ① 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- ② 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③ 学校の組織運営体制の在り方
- ④ 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について」の主な内容

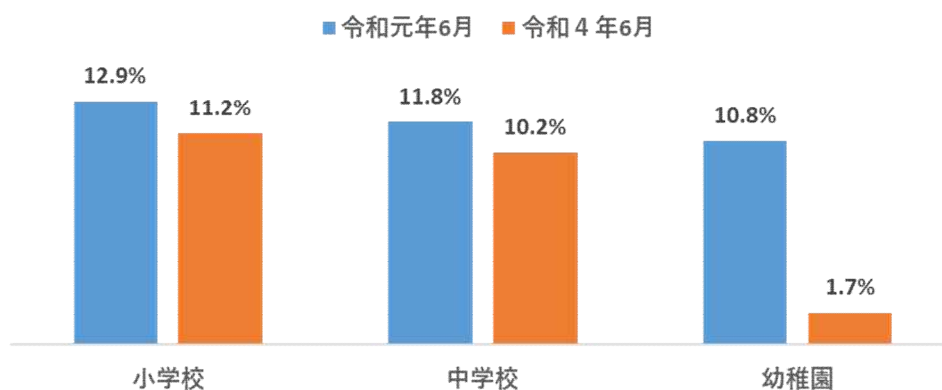
- ①勤務時間管理の徹底等
- ②働き方改革に係る取組状況の公表等
- ③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化
- ④学校行事の精選や見直し等
- ⑤ICT を活用した校務効率化
- ⑥教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）
- ⑦部活動

2 プランの取組みについて

（1）教員の勤務状況

当面の目標である「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」における週当たりの在校時間が60時間を超える教職員数の割合。

週当たりの在校時間が60時間を超える教職員の割合



※義務教育学校（前）は小学校に、（後）は中学校に含める。

(2) 令和4年度までの取組み

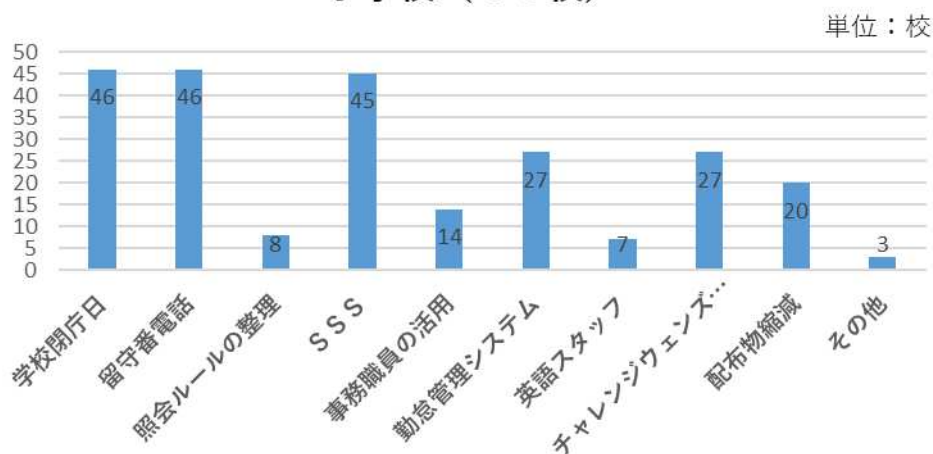
令和4年度までの取組みについては、4つの方向性について、以下のとおり早期着手する項目から重点的に取組みを進めてきました。

項番	取組みの方向性	項目	これまでの取組み	
1	学校運営の効率化	早期着手する項目	○勤務時間の把握	勤怠管理システムの導入(令和2年度)
			○学校への照会件数の整理	学校への照会ルールの整理(平成30年度)
			○開校時間の管理	留守番電話の運用導入(平成30年度)
			○学校閉庁日の設定	学校閉庁日の設定(平成30年度)
			○部活動休養日の設定	部活動休養日の設定(平成30年度)
		長期的な検討項目	○学校が作成する計画等の整理	長期的な検討
			○学校組織の整理	長期的な検討
○その他			Challenge Wednesday導入(令和3年度) 学校への配布物縮減の依頼(令和3年度)	
2	実現に向けた予算化等の環境整備	早期着手する項目	○私費会計の管理適正化	作業部会を設置し、管理適正化を検討(平成30年度～)
			○専門スタッフの充実	部活動指導員の配置(令和元年度) 「学校事務職員の標準的職務」制定(令和元年度) 英語スタッフの配置(令和2年度)
			○サポートスタッフの充実	スクールサポートスタッフの配置(令和元年度) 副校長補佐の配置(令和2年度)
		長期的な検討項目	○外部委託による支援	長期的な検討
			○施設開放	長期的な検討
3	業務分担における庁内調整	長期的な検討項目	○区長部局と学校の関係の整理	長期的な検討
			○学校参加イベントの見直し	長期的な検討
4	保護者・地域等との調整	早期着手する項目	○登下校対応の検討	児童通学案内等業務従事者増員(令和元年度)
			○放課後及び夜間対応	長期的な検討
		長期的な検討項目	○保護者・地域の理解	保護者に対して理解促進の案内(令和3年度)
			○コミュニティ・スクール活用	コミュニティ・スクール1校設置(令和2年度)

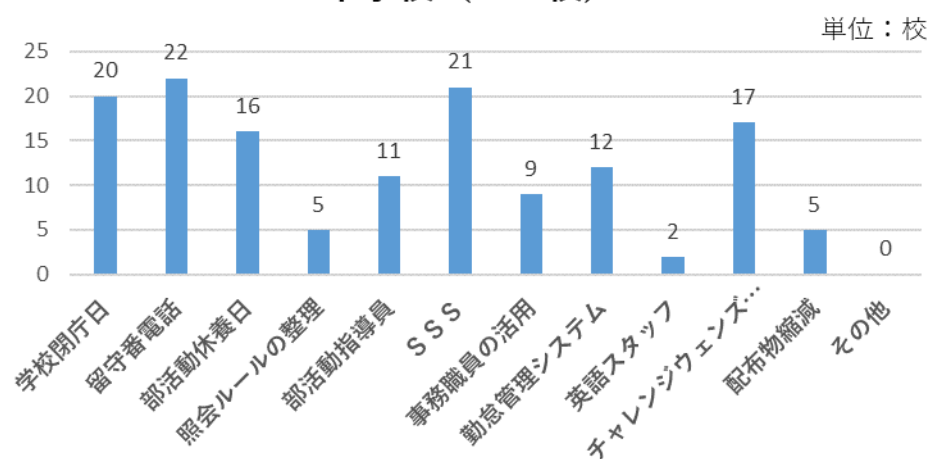
(3) 教員へのアンケート

① 働き方改革に資すると思われる取組

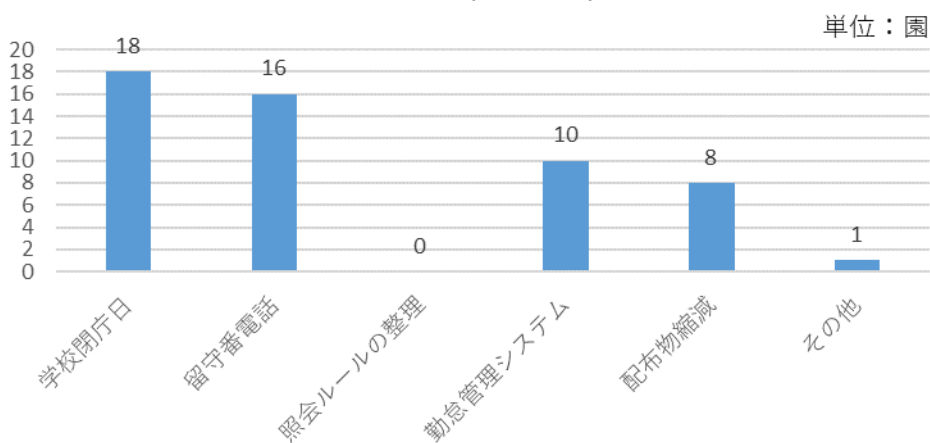
小学校（46校）



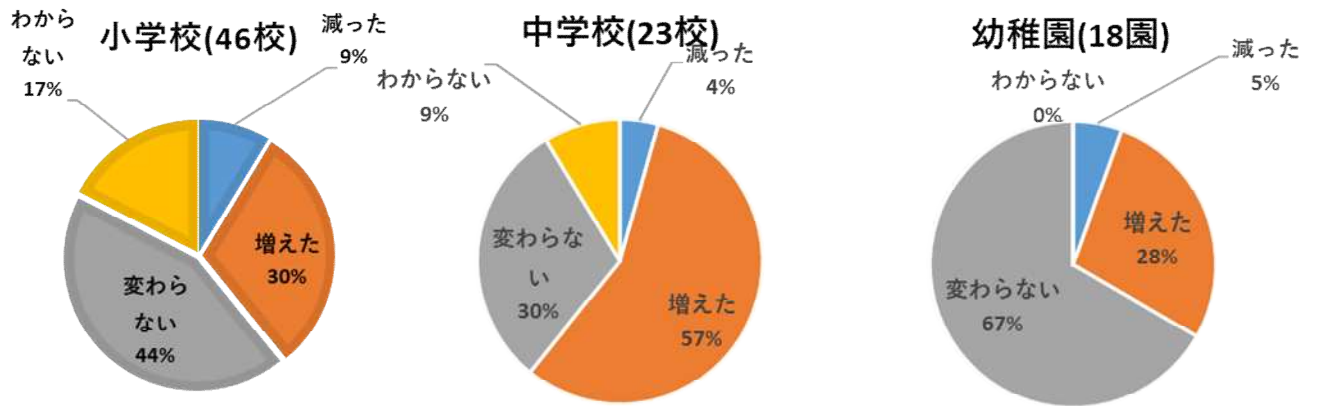
中学校（23校）



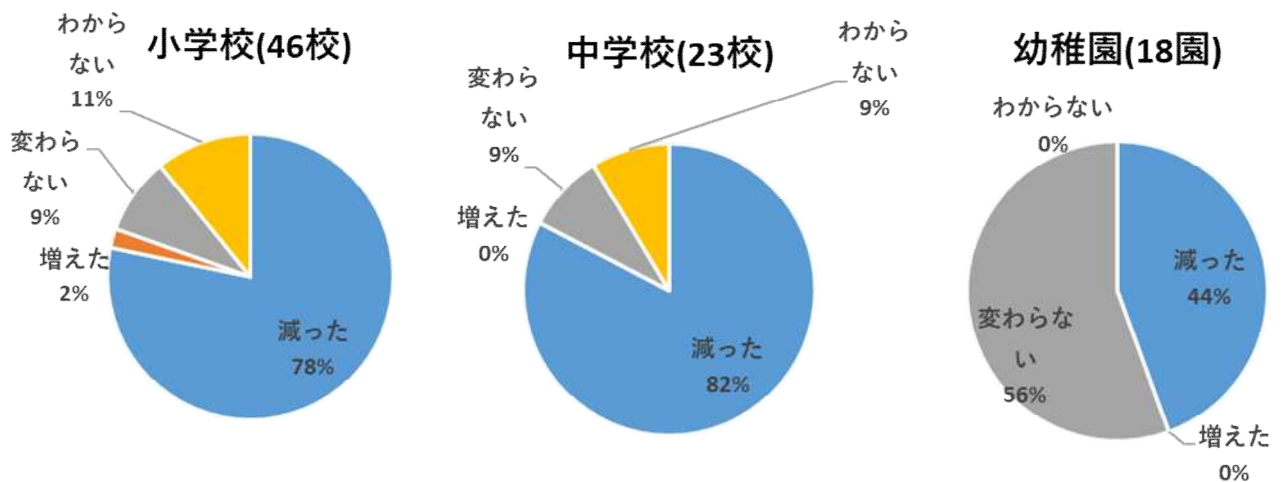
幼稚園（18園）



② 働き方改革によって定時退勤日は増えたか。



③ 働き方改革によって在校時間は減ったか。



(4) これからの取組みについて

区教育委員会では、これまでの取組みの効果を検証するとともに、国や東京都の動向を踏まえつつ、学校現場からの意見等を取り入れながら、これまでの項目と新たな検討項目を整理した上で次のとおり項目を設定し、効果的な取組みを重点的に進めていきます。

<取組みの方向性>

項番	取組みの方向性	項目	取組みの分類
1	学校運営の効率化	(1)部活動	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
		(2)1年単位の変形労働時間制 (3)働き方に係る取組みや在校等時間の状況の公表 (4)教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減 (5)学校が作成する計画等の整理 (6)学校組織の整理	その他
2	実現に向けた予算化等の環境整備	(1)学校徴収金の徴収・管理	基本的には学校以外が担うべき業務
		(2)学校・保護者等間における連絡手段 (3)学校施設使用	その他
3	業務分担における庁内調整	(1)区長部局と学校の関係の整理 (2)教師の専門性に関わらない調査等の適正な事務分担の整理	その他
4	保護者・地域等との調整	(1)放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応	基本的には学校以外が担うべき業務
		(2)児童生徒の休み時間における対応	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
		(3)学校行事の準備・運営	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

※下線は新規項目

(5) 取組みの内容

1 学校運営の効率化

(1) 部活動

部活動ガイドラインに即した運用を行うとともに、部活動指導員などの外部人材を活用していきます。

また、国の動向を踏まえながら、運動部活動・文化部活動の地域移行のあり方について、検討していきます。

(2) 1年単位の変形労働時間制

東京都の動向を注視しながら、必要な規則改正等の準備を行っていきます。

(3) 働き方に係る取組みや在校等時間の状況の公表

働き方改革の取組みなどを区のHPで掲載し、情報発信を行っていきます。

(4) 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減

各部署において重複している調査などを精査し、不要な調査の削減を図ります。

(5) 学校が作成する計画等の整理

学校ごとに作成される各種計画の統合などを検討していきます。

(6) 学校組織の整理

類似の内容を扱う委員会等について、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を検討していきます。

2 実現に向けた予算化等の環境整備

(1) 学校徴収金の徴収・管理

教材費や学校給食費といった金銭の徴収や管理、支払いの催促等について、国や東京都及び他自治体の動向等を注視しつつ、運用のあり方を検討していきます。

(2) 学校・保護者等間における連絡手段

出欠機能やお便りの電子化など、新たな機能が付加された連絡サービスを検討していきます。

(3) 学校施設使用

学校の施設予約の手続きにおける事務について、学校以外の主体が担うことができるかを、他自治体の事例を踏まえ、検討していきます。

3 業務分担における庁内整理

(1) 区長部局と学校の関係の整理

区長部局が主催している催しなどについて、学校とのあり方を検討していきます。

(2) 教師の専門性に関わらない調査等の適正な事務分担の整理

学校への調査における担当の適正な分担などについて検討していきます。

4 保護者・地域等との調整

(1) 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応

学校と警察等連携機関や地域の連携の強化を検討していきます。

(2) 児童生徒の休み時間における対応

地域人材等の参画・協力等を検討していきます。

(3) 学校行事の準備・運営

運動会などの学校行事の準備・運営について検討していきます。

(6) 区教育委員会の役割

区教育委員会は、本プランの進行管理を行うほか、必要に応じて本プランを適宜見直すなど、学校における働き方改革を着実に推進します。また、検討委員会や校園長会などを通じて学校現場の意見等を的確に吸い上げ、本区の教育施策への反映を図っていきます。

教育施策の実施にあたっては、学校運営の視点のみではなく、教育委員会事務局の業務改善の視点にも立ち、効率的かつ効果的な事業運営により、区教育委員会における働き方改革にも努めていきます。

3 プランの実現へ向けて

(1) 検討の進め方

区教育委員会では、平成30年2月に検討委員会を設置し、平成30年10月に「江東区立学校における働き方改革推進プラン」を策定することで、教員の勤務環境の改善へ向けた検討を行ってきました。令和5年度のプラン改定に伴い、学校における働き方改革の検討を更に推進し、今後も引き続き検討委員会を活用するとともに、教育施策の立案や予算化の際は、学校現場の意見等を可能な限り反映するように努めます。

また、教員の勤務環境を着実に改善するべく、検討事項に優先順位を設定し、計画的かつ速やかに取り組んでいきます。

(2) 取組みに関する検証等

本プランによる取組みについては、検討委員会を開催して進捗状況を定期的に報告するとともに、実施効果を検証し、必要に応じて取組みの見直しを図るなど、PDCAサイクルを活用して改善していきます。また、教育環境や区民ニーズ等の変化を的確に捉え、検討すべき項目が生じた場合は本プランを改定するなど、学校における働き方改革を継続的に推進していきます。

(3) 保護者や地域社会における理解促進

学校における働き方改革は、教員の勤務環境を改善するための取組みですが、ひいては教員が子ども達と向き合う時間を確保するものであり、より良い教育を

提供する上で必要不可欠です。保護者や地域社会の皆様に対して、この取組みは「教育の質」の向上を図るためであることを、引き続き正しく丁寧に説明していきます。

(4) 国・都への働きかけ

持続可能な勤務環境を構築するため、区教育委員会と学校が両輪となって積極的かつ果敢に取り組んでいきますが、基礎的自治体や各学校での取組みだけでは限界があり、国や広域自治体である東京都による抜本的な制度改正等が必要です。

区教育委員会では、国や東京都に対して、教職員定数の改善や独自の取組みに対する財政的支援等について、他の自治体と連携しながら求めていきます。

(5) 本プランにおける見直しの周期について

本プランでは、国や都の動向を注視しながら適切なタイミングで見直しを図ることとし、3年に1度の周期で計画の進捗状況の取りまとめを行うことで、必要に応じて、プランの改定を実施いたします。次回の取りまとめは令和7年度末を予定しています。

(参考) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」
(平成31年1月25日) 抜粋

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)